

未適用の会計基準等一覧

2023年4月30日現在

未適用の会計基準等一覧(2023年3月期用)

区分	会計基準等	適用時期	内容
電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い(実務対応報告第43号) ▶ 2022年8月26日公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則適用:2023年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 範囲 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 株式会社が電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の会計処理及び開示が対象 ▶ 電子記録移転有価証券表示権利等とは、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第1条第4項第17号に規定される権利をいい、金融商品取引法第2条第2項に規定される有価証券とみなされるもの(みなし有価証券)のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するもの ▶ 会計処理 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 発行および保有の会計処理は基本的に従来のみなし有価証券の発行及び保有の会計処理と同様に取り扱う ▶ 表示方法及び注記事項 <ul style="list-style-type: none"> ▶ みなし有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められる表示方法および注記事項と同様

区分	会計基準等	適用時期	内容
法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（改正企業会計基準第27号） ▶ 包括利益の表示に関する会計基準（改正企業会計基準第25号） ▶ 税効果会計に係る会計基準の適用指針（改正企業会計基準適用指針第28号） ▶ 2022年10月28日公表 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 原則適用：2024年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用 ▶ 早期適用：2023年4月1日以後開始する年度の期首から適用可能 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 税金費用の計上区分 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 当事業年度の所得に対する法人税等を、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上 ▶ グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等の売却に係る税効果 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 連結会社間で子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べ、売却した企業の個別財務諸表において、売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を消去する ▶ 購入側の企業による当該子会社株式等の再売却等の意思決定がなされた時点において、当該消去額を戻し入れる ▶ 子会社に対する投資に係る連結財務諸表固有の一時差異について、予測可能な将来の期間に子会社株式の売却（売却損益を繰り延べる場合）を行う意思決定又は実施計画が存在しても、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはey.com/ja_jpをご覧ください。

© 2023 EY Japan Co., Ltd.
All Rights Reserved.

ED MMYT

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp